

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(1) 概要

先の大戦の我が国に与えた影響は今なお大きく、現在、戦没者の遺族は200万人を超え、戦傷病者は約15万人おり、更に120万柱にのぼる海外未収集遺骨が残されている。

援護行政は、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし、海外における戦没者の遺骨の収集や慰霊巡拝・慰霊碑の建設等の事業、未帰還者の調査、中国残留日本人孤児の肉親捜し及び日本社会への定着自立促進、全国戦没者追悼式の実施、引揚者に対する援護、軍人恩給の進達、叙位叙勲に関する業務等を行っている。

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

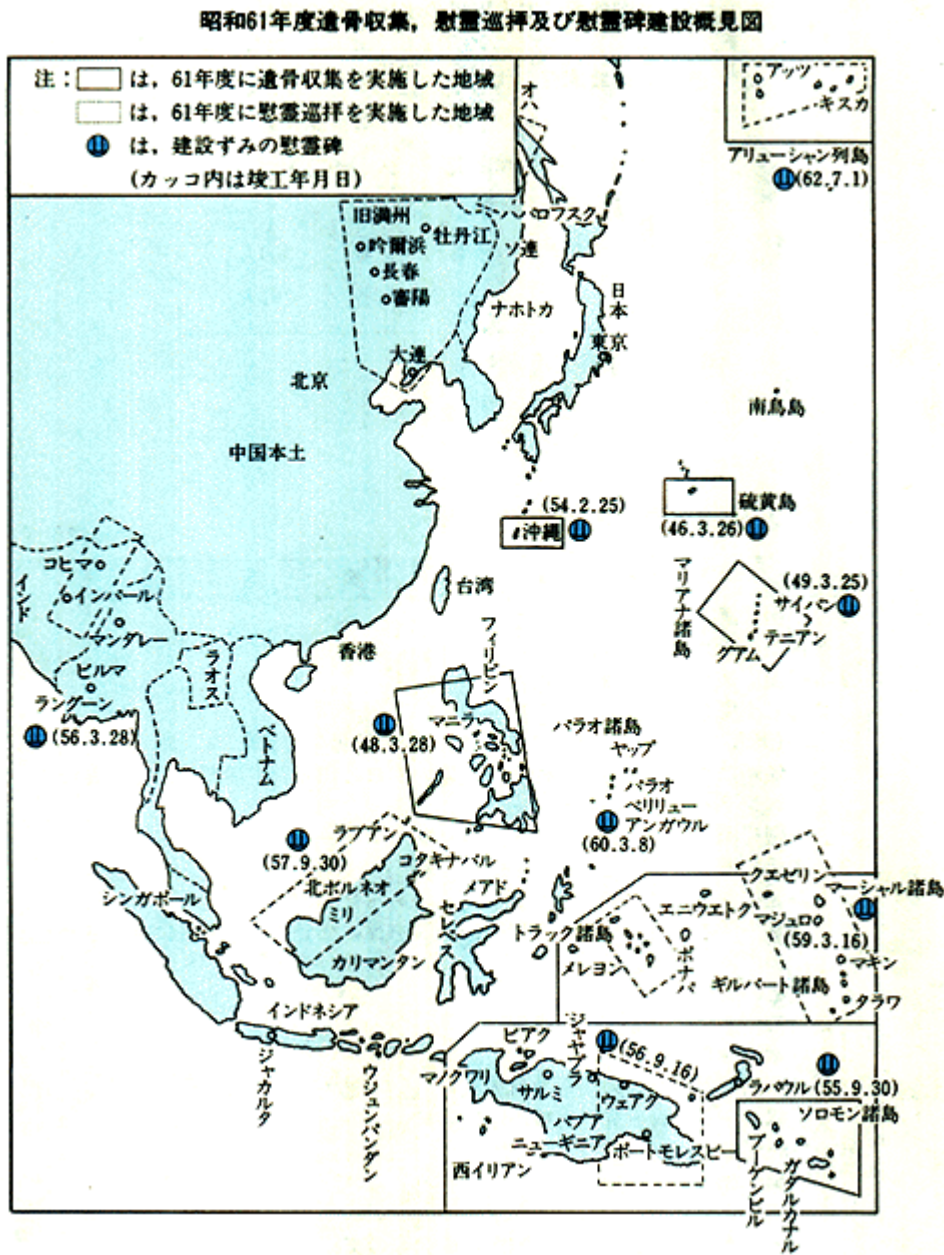
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(4) 海外戦没者遺骨収集等

昭和61年度遺骨収集、慰霊巡拝及び慰霊碑建設概見図



厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(6) 中国帰国孤児等引揚者等の援護

第V-1表 中国残留日本人孤児の現状

表V-1表 中国残留日本人孤児の現状 (昭和63年1月16日現在)

① 肉親調査の状況		
判明者		1,158人
未判明者		973人
② 帰国状況		
630人	(うち判明者	369人)
	未判明者	261人)

資料：厚生省援護局調べ

(6) 中国帰国孤児等引揚者等の援護

(昭和62年度)

施策の概要	
1	帰国援護
	○帰国のための旅費等の支給
2	帰国直後の定着援護
	○自立支度金の支給 (大人：138,600円(子供：半額)+少人数世帯加算)
	○上陸時に1泊させて、各種行政機関の窓口の紹介、生活習慣の相違等のオリエンテーションの実施
	○中国帰国孤児定着促進センター(サブセンターを含む)への入所
3	生活指導・相談
	○身元未判明孤児に対する身元引受人のあっせん
	○日常生活の指導、日本語習得の援助等を行い社会生活に早期に適応させるための自立指導員の派遣
4	住宅の援護
	○公営住宅への優先入居の措置
5	日本語教育
	○日本語習得のための語学教材の支給
	○引揚者子女教育研究協力校の指定等
6	就職促進
	○職業訓練校への入校
	○就職のあっせん
	○訓練手当、特定求職者雇用開発助成金等の支給
	○雇用促進事業団の身元保証制度の適用

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare